

《東日本震災に伴う特例》

中小企業緊急雇用安定助成金

〔景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業が、従業員を休業・教育訓練・出向させるとき〕

受給要件

次のいずれかに該当すること

- 特例対象地域において事業活動を示す指標について、震災後、売上高又は生産量の最近1カ月の平均値が、その直前の1カ月間または前年同期に比べ5%以上減少していること（平成23年6月16日まで）

※特例対象地域：青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県、新潟県の災害救助法適用地域

- 特例対象地域に所在する事業所等と一定規模以上（助成金を受けようとする事業所の総事業量等の1/3以上）の経済的関係を有する事業所の事業主であること

- 計画停電の実施地域に所在する事業所において、計画停電により事業活動が縮小した事業主

- 平成22年12月2日から平成23年12月1日の1年間に限り、以下のいずれにも該当する場合

- ・円高の営業により生産量等の回復が遅れていること
- ・最近3カ月の生産量等が3年前の同時期に比べ15%以上減少
- ・直近の決算等の計上損益が赤字

※ただし、対象期間の初日が上記期間中であること

給付内容の概要

	休業等（休業及び教育訓練）	出 向
支 給 額	休業手当又は賃金に相当する額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額の4/5 ※事業所内訓練 ^{注1} 実施の場合、 1人あたり3,000円/日を加算 ※事業所外訓練 ^{注2} 実施の場合、 1人あたり6,000円/日を加算	出向元事業主の賃金負担額の4/5
限 度 額	1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額が限度	
支給限度日数	3年間で300日まで	

注1）事業主自ら実施するもので、生産ラインなどの通常の生産活動とは別に、受講する労働者の所定労働時間の全日または半日（3時間以上）にわたり行われるもの

注2）事業所内訓練以外の教育訓練で、1日に3時間以上行われるもの（ただし、受講日に受講者を働かせないもの）

- 支給の対象となる雇用調整は以下の通りです。

休業等 （休業及び 教育訓練）	<ul style="list-style-type: none">●所定労働日の全1日にわたるもの又は所定労働時間内に対象被保険者全員について一斉に1時間以上行われる休業であること●従業員毎に短時間休業を行っていること●所定労働日の所定労働時間に行われる教育訓練であること（半日単位の実施も可能）
出 向	<ul style="list-style-type: none">●出向期間が3カ月以上1年以内であること●出向労働者に出向前に支払っていた賃金とおおむね同じ額の賃金を支払うものであること●出向労働者の同意を得たものであること

手続きは…？

	休業等（休業及び教育訓練）	出 向
どこへ	公共職業安定所	
何を（書類）	①休業等実施計画届 ②支給申請書	①出向実施計画届 ②支給申請書
いつまでに	公共職業安定所の指定による	

※各種様式及び申請書等の提出時期等については最寄りの公共職業安定所へ確認して下さい。

取扱い・問い合わせ先

最寄りの公共職業安定所

ワンポイント・アドバイス

- 従業員の解雇等をおこなわない事業主（雇用調整助成金ワンポイント・アドバイス参照）については、助成率が9／10 となります。